⑶　業務執行体制に関する要件
①　業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請負わせていないこと。
②　障害時の支援体制があること。
③　技術的内容の問い合わせ対応体制があること。
⑷　業務実績に関する要件
平成24年度以降、国及び地方公共団体が保有するシステムを運用するためのクラウドサービスの提供を行った実績を有すること。
⑸　配置予定技術者に関する要件
配置予定主任技術者は平成24年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していなければならない。
①　国及び地方公共団体が保有するシステムを運用するためのクラウドサービスの提供を行った実績
５．手続等
⑴　担当部局
①　契約関係
〒305―0804　茨城県つくば市旭１番地
国土技術政策総合研究所総務部会計課調査係
電話番号：029―864―4034
電子メール：nil-chotatsu@ki.mlit.go.jp
②　技術関係（特記仕様書等の照会先）
〒305―0804　茨城県つくば市旭１番地
国土技術政策総合研究所社会資本マネジメントセンター社会資本情報基盤研究室
電話：029―864―4916
電子メール：nil-jyouhou@ki.mlit.go.jp
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
①　交付場所及び方法
交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記⑴②に申し出ること。
ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記⑴②に事前連絡を行うこと。
また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記⑴②に電子メールにて依頼を行うこと。
②　窓口での交付期間
令和８年11月13日から令和８年11月27日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、９時00分から17時00分まで（最終日は12時まで）とする。
⑶　参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法
提出期限：令和８年11月30日（月）12時00分
提出場所：上記⑴②に同じ。
提出方法：原則として電子メールにより提出すること。
なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。
６．その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口
５．⑴に同じ。
⑶　当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
令和８年12月22日（火）16時00分
⑷　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑸　詳細は説明書による。
７．Summary
⑴　Provision of Cloud Environment and Related Services for Systems Related to the Fundamental Geospatial Data of Road 1 set
⑵　Time-limit to express interests: 12:00 30 November 2026
⑶　Contact point of documentation relating to the proposal: National Institute for Land and Infrastructure Management, Social Infrastructure Management Center, Information Platform Division. 1 Asahi, Tsukuba-City, Ibaraki, 305―0804, Japan, TEL 029―864―4916
⑷　Contact point for the notice: Examination Section, Accounting Division, General Affairs Department, National Institute for Land and Infrastructure Management, 1 Asahi, Tsukuba-City, Ibaraki, 305―0804, Japan, TEL 029―864―4034

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和８年（フ）第５１４号**
新潟市北区太夫浜1797番地１
債務者　石山　貴也
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　耕二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
新潟地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第５４２号**
新潟市西蒲区巻甲1358番地
債務者　上原トミ子
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
新潟地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第７６号**
新潟県上越市中央２丁目３番３号
債務者　片桐　大輔
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　篤子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時15分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

**令和８年（フ）第９７１号**
神戸市東灘区甲南町３丁目８番17―605号
債務者　神浦　晃一
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阪口　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時15分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第２８５号**
香川県高松市木太町5061番地３
債務者　白井　由寿
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山地　淳仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第５１号**
福岡県大牟田市大字今山2252番地２　自立支援ホームＷＡＯ　Ｂ棟103号
債務者　山本　浩介
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　武志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**令和８年（フ）第１０８８号**
宮城県岩沼市押分字奥山187番地の22　ブレスサイドヒルズⅠ105号、従前の住所仙台市太白区西多賀５丁目２番39号　アーバンシティー西多賀212
債務者　千葉　匠
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町屋　和憲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係